

19. 71

**国際商標登録出願について
「standard characters」である旨の
宣言があった場合の取扱い**

国際商標登録出願に係る商標について「standard characters」である旨の宣言があっても、以下の理由から、我が国の商標法上で規定する標準文字としては取り扱わないこととする。

- ① 国際登録簿上の標章の構成と、特許庁長官が指定する文字により表示される我が国の標準文字制度に基づく登録商標との具体的構成とは相違する。
- ② 諸外国における標準文字（standard characters）制度についてみると、当該国の法律等でその意義や効果を明示している国は見当たらず、「standard characters」である旨の宣言が記載されている公報から判断するに、その運用に関しては、我が国のものとは制度の内容を大きく異にする。
- ③ 我が国の標準文字制度は、文字商標における構成文字については特許庁長官が指定する文字によりその態様の標準化を図り、商標見本の作成・添付を不要とすることによって主として商標登録出願に係る手続の簡便化を図る目的から導入されたものであるが、「standard characters」である旨の宣言をしている国際登録出願においてはこのような利便性の効果は期待し得ない。
- ④ 我が国においては標準文字として登録されるか否かにかかわらず、その商標権の及ぶ範囲が広くなったり狭くなったりすることはないので出願人に何等不利益を与えるものではない。